

# 平成25年塩尻市議会12月定例会

## 経済建設委員会会議録

日 時 平成25年12月16日(月) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第10号 塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第11号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第13号 塩尻高等職業訓練校条例を廃止する条例

議案第18号 市道路線の認定について

議案第19号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第21号 平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第22号 平成25年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

陳情12月第2号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

### 出席委員・議員

委員長	青木	博文	君	副委員長	西條	富雄	君
委員	金子	勝寿	君	委員	牧野	直樹	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中村	努	君
委員	丸山	寿子	君				
議長	五味	東条	君				

### 欠席委員

なし

### 説明のために出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

午前9時58分 開会

**委員長** 定刻よりちょっと早いんですが、始めたいと思います。皆さんおはようございます。ただいまから12月定例会経済建設委員会を開会します。本日の委員は、委員全員が出席しております。当委員会に付託されました議案は別紙付託案件表のとおりであります。日程につきまして、西條副委員長より申し上げます。

**副委員長** おはようございます。それでは、説明させていただきます。本日委員会審査をさせていただき、委員会終了後、経済建設委員会協議会を開会し、協議会終了後、片丘Fパワープロジェクト予定地造成現場と駅南の昭和電工メガソーラーへ視察を予定しております。視察の際は、寒いですので防寒対策をしっかりといただきたいと思います。出発時間につきましては、おおむね2時半を予定しております。よろしく申し上げます。なお、5時45分から塩尻駅前知春にて懇親会を開催しますのでよろしく願いいたします。以上です。

**委員長** よろしく願いいたします。この際申し上げます。審議に関する発言は、委員、説明する職員は全てマイクを使用させていただきますようお願いいたします。審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

### 理事者挨拶

**副市長** おはようございます。お忙しいところ、経済建設委員会を開催をいただきまして大変ありがとうございます。条例案件ほか、申し上げてございますので、よろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ大変幸甚に存じます。どうぞよろしく願いをいたします。

**委員長** それでは、審査を行います。発言に際しては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とします。議事進行への御協力をお願いいたします。また、議案の審査案件に関係のない職員の退席を認めます。

### 議案第10号 塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案第10号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**建設課長** それでは、よろしく申し上げます。議案関係資料の54ページをお開きください。

塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例ということでございまして、道路法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。引用している道路法施行令の条項を削るものでございまして、中身につきましては、占用料の減免等のことございまして、国・県・地方公共団体が、塩尻市道に占用する場合は減免をするというものでございます。以上よろしく御審議のほどお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** よろしいですか。ないようでございますので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第10号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第10号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

## 議案第11号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案第11号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

**建設課長** それでは、同じく議案説明資料の57ページをお開きください。議案第11号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例、提案理由としましては、小坂田マレットゴルフ場の改修整備に伴いまして、その使用料を見直すために、今回改正をするものでございます。高校生以上の使用料を200円から250円に引き上げるものでございます。この件につきましては、Fパワー絡みの関係で小坂田マレットゴルフ場を27ホールから36ホールへ増築させました。それに伴いまして、工事費、委託料等で1,700万円余の事業費がかかったものでございまして、そのために今回50円の値上げをさせていただくものでございます。以上よろしく御審議のほどお願いします。

**委員長** 質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

**永井泰仁委員** 今回50円の値上げということですが、この周辺市のですね、塩尻市だけではなくて、マレットのこの料金はどのくらいになっているとか、その辺のところは調べてありますか。

**建設課長** 主なところで言いますと、塩尻でも勝弦で100円を取っております。あと、塩嶺開発で300円、あと道具料として300円、同じくこの辺は36ホールでございます。松本につきましては、スカイパークが用具料として200円、あとは無料でございます。一応36ホールです。奈良井川は18ホールで無料となっております。安曇につきましては1カ所、100円というところがあります。あと、近隣の木祖村ですかね、こだまの森で用具料として300円、ここは18ホールとなっております。以上です。

**委員長** よろしいですか。

**永井泰仁委員** 周辺のおおむねの状況はわかりましたけれども、今回のこの提案の理由はですね、1,700万円ほどの工事費がかかったから値上げをするということですが、皆さん御存知のように大体マレットは主体的に使っているのは60代から70代の皆さんで、健康体力づくりとか、あるいは増進という面が大きいというところがございますし、それから施設ができてからですね、体育館とかそういうところのように電気料とか、あるいは冷暖房がかかるとかそういう話ではないので、私はこれ200円から250円に値上げすると、かえって利用者が減ってしまうということも考えられますが、収入の見込みはどのように考えているかお伺いします。

**建設課長** ことし8月から料金を徴収させていただきました。8月から11月ということで、5,456の方が来園になりまして御利用されまして、30万7,900円でございます。今年度の収入金額です。ちなみに平成24年度につきましては、1,187名の14万2,800円ということで、約、今回は倍になっております。それだけ小坂田公園のマレットゴルフ場は36ホールで県内でもかなり魅力的なところだということで、県のマレットゴルフ協会のほうからも言われております。それを見込みますと、来年はこの30万7,900円がほぼ倍の60万円くらいを見込んでいただいております。

**永井泰仁委員** 来年はまあ、ほぼ倍ということで単純に計算されているようですけども、逆に200円から250円に値上げをすれば、利用する人が、ことしのような、前半のような調子で利用するかというと、どうもそうではないというふうに感じてるんですが、この辺のところは、健康体力づくりというような広い面からも考えて、こういう屋外のマレットゴルフ場というのは、私は、今のままで利用者を拡大してその周辺の相乗効果を

期待すると、こういうことのほうがよいように思うところではありますが、特に何かこれに対して御意見があったら聞きたいと思います。

**建設課長** 今回50円上げるに対しまして、利用者のあるマレットゴルフ協会の関係者の方ともちょっと話をさせていただきました。200円から250円に上げてもいいじゃない、というような感じで、今回、県内から集まって来ていただけるということでございます。

**委員長** ほかにありますか。

**牧野直樹委員** 今、永井委員は下げたほうがいいんじゃないかというお話でしたが。

**永井泰仁委員** いや、現状だとね、現状維持ね。200円ね。

**牧野直樹委員** 現状維持というお話でしたが、やはり体力づくりは、お金を出しても体力づくりというようなことで、50円という半端じゃなくて、私は300円でもいいと思っているんですよ。50円のお釣りも大変だしね、計算するのも。だで、協会の人と話し合うときになぜ300円までいかなかったという、その辺どうでしょうか。

**建設課長** そこら辺の50円、100円というそこまではちょっと、はっきりそこまで話し合いというか、役員の方とはしておりませんでした。以上です。

**牧野直樹委員** 先ほどの値上げの理由が、しののめのマレットゴルフ場のかわりに、こっちに36ホールで増設をしたという、貴重な芝生公園までつぶしてまでやった事業で一千数百万円かかっているということで、それをもとを取るには、50円ばかり何十年かかるかわからないけど、当然36ホールの魅力あるコースなんで、来る人は来るです、300円でも。長野県の大会も、以前の18ホールでも結構小坂田で行われてて、いいコースだということで、やられたんで、これが36ホールまでの充実した施設になれば、人は多少そこで、100円、50円の違いであっても、私は来ると思うんで、もう一度よくお考えをいただいて出していただいて、まだ1月3日じゃまだコース開園にならんでね、4月までいいと思うんで、もうちょっとじっくり考慮してもいいんじゃないかなと、そう思います。以上です。

**建設事業部長** 使用料についてはいろいろ議論のあるところでございます。小坂田の同じ施設の中でもですね、マレットゴルフ以外にもパターゴルフもございまして、ゴーカートもございまして。収入に対するいわゆる維持管理費ですね、がございまして、今回のマレットのところも、シルバーの方にコースの整備をしていただいたりとか、業務に当たる方の費用とかそういうこともございまして、そういう、ちょっと比較もさせていただきました。

その中では、今までマレットゴルフ場は使用人数が非常に、去年1,100人ですから、非常に少なかったということもございまして、収入は非常に少ない施設でございまして、全体の支出に対する割合というのはですね、去年までは全体の5%ぐらいしか収入がなかったような施設でございまして。そういうこともあって、基本的には値上げはしたいと、お金もかけたが値上げはしたいということがございまして。今回、来年度は50円上げさせていただいて、人数もふえるということで60万円くらいになりますが、それでもまだ支出に対する割合は、十二、三パーセントくらいまでようやく来るかなというところでございます。ほかにもパターとかあって、そういうのと比べても若干低いですけども、ある程度の水準までここに来るということでございまして、ほかの施設と比べてまだ若干低いんですけども、維持管理費に比べてのパーセンテージ的に見て、この辺が妥当かなということもありまして、マレットゴルフ協会の方にも御相談させていただいて、いわゆる内諾はいただいているということ

でございますので、向こうにとってみれば、当然上げることについては抵抗があるということもございましたが、それは交渉の中で決まってきたという経緯もございますので、御理解をお願いしたいと。それからもう1つ、今現在は65歳以上の方は無料になっておりますので、その辺も含めて御理解をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

**委員長** ほかにありますか。

**中村努委員** 恐らく減免等、今ちらっとお話がありましたけれども、現行の減免と改正後の減免というのは、大体どんなくあいに考えていますでしょうか。

**建設課長** 塩尻市体育施設条例の中の塩尻市体育施設使用料減免要綱に基づきまして、塩尻市いきいき長寿計画に基づき、高齢者の健康体力づくりに必要と認められる場合には減免をするということございまして、先ほど言いました、市内に住所を有する満65歳以上の者が平日に使用する場合、ただし複数の者で使用する場合は、使用時に次の条件を満たすものに限るということで、10分の10の減免ということになっております。

**委員長** よろしいですか。

**中村努委員** それは、改正後もそういうことだということですね。

**建設課長** はい、そのとおりでございます。

**中村努委員** 後段ありました複数の者という、ちょっと意味合いを説明してください。

**建設課長** 担当の係長のほうから説明させます。

**総務管理係長** 建設課総務管理係の原でございます。複数の者というところでございますが、満65歳以上の方が平日に使用する場合につきましては、複数の者で使用する場合は、条件を付して条例のほうを、規則のほうを定めさせていただいております。

その中身でございますが、使用する方全員が市内に住所を有する場合、あるいは、体育協会の加盟者かつ半数以上が満65歳以上である場合につきましては、10分の10という規則のほうを体育施設の条例とあわせて設定をさせていただいているところでございます。以上でございます。

**委員長** よろしいですか。

**中村努委員** その規定は土日には当てはまるということです。

**総務管理係長** あくまで土日につきましては、体育協会主催の事業等、大会等につきましては無料等になりまされども、今の先ほど申しました満65歳以上の方の平日のものになりますので、あくまで平日のみという取り扱いとなってございます。以上です。

**中村努委員** 先日、福祉教育委員会のほうで中央スポーツ公園のサッカー場の利用料のやっぱり変更があったんですが、その際に、この減免の考え方について、現状のものと、それから今後減免団体をどこまで広げていくかということは、これから議論して詰めてくというような答弁でありましたので、確定してないというような形でしたので、その辺について、土日も含めて減免の対象になるようなところをもう一度再検討するというような考え方はありませんか。

**副市長** 今説明を申し上げましたとおり、特に高齢者の方々ですね、健康保持ということで、現実には平日のみに限りまして10分の10減免ということになっております。これはテニスコートもそうですし、ほかの体育施設一般にそういう適用をさせていただいておりますが、今、だんだんだんだん65歳以上の方々が増えてまい

りましてですね、元気な65歳以上で独占をしてしまうというような事例も実は見受けられます、正直申し上げましてですね。本来の条例あるいは規則をつくったときのですね、そういうものから若干ちょっと情勢が変わってきていることは事実でございますので、その適用の範囲、10分の10ということが果たして本当にいいのかどうか、多少の負担はですね、減免をするにしてもしてもらったほうがいいんじゃないかなというような御意見、それから団体の主催についてもですね、体育協会の主催なら全部が全部いいのかというようなこともございますのでですね、その辺を総合して少し見直させていただこうというようなことは、研究をさせていただいてあります。ただ、高齢者の皆さんの健康保持ということは非常に大事な話でございますのでですね、急激なあまり変化のあまりないように、そのことによって、条例を変更することによって本来の目的が達成されないということでは本末転倒でございますので、その辺は慎重に取り扱ってまいりたいというふうに考えております。したがって、この公園条例の施設につきましても、同じような見直しをといいますが、検討をですね、研究をさせていただきたいというふうに考えております。

**中村努委員** ちょっと最後、要望になりますけれども、中スポのサッカー場について、現在サッカー以外で特にグラウンドゴルフですかね、それを無料で使ってもらっている状況を、それを見直したいというような答弁もたしかあったと思います。一部有料化も検討するというような内容だと思いますけれども、そういうこともあるので、今、副市長言われたとおり、減免についての見直しというのは必要だと思います。そこで、健康増進のためということであれば、以前から本会議等でやりとりがありましたけれども、健康マイレージ制度を使ってそれを使えるとか、あとは利用実績に応じたポイント制にするとか、そんなやり方もひとつこれから検討しててもいいんじゃないかなということ、これを要望とします。

**委員長** 要望でいいですね。

**中村努委員** はい。

**委員長** ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、討論を行います。ありませんか。

**永井泰仁委員** きょうの議論の中でもですね、私は現状、あるいは牧野議員は上げたほうがいいという話、それから、健康づくりの観点からの減免のお話とかですね、今のポイント制のマイレージとか、いろいろな提案がされました。これが4月1日の施行でございますが、3月議会でも間に合いますので、私は、これは継続審査としてしっかり中身をもう少し詰めて提案をしてほしいということで、継続を申し上げるものであります。

**委員長** ほかに。

**委員長** 今、継続ということが出ておりますが、いかがでしょうか。

**永井泰仁委員** 先に継続に対して、賛成か反対かで決を。

**中村努委員** 私は継続せずにしっかりここで採決すべきだと思いますので、継続には反対です。

**委員長** それでは、継続ということが出ていますので、ここで挙手によってちょっと採決したいと思います。継続に賛成の方の挙手をお願いします。継続審議。

〔挙手3人〕

**委員長** 反対の方。継続に反対の方。

〔挙手3人〕

**金子勝寿委員** 継続をするので。

**丸山寿子委員** でもさ、継続しないってというのがもし3人なら、3、3なので委員長に一任する。

**金子勝寿委員** 一応聞けばいい。継続する審議に反対の方。

**丸山寿子委員** 念のため聞いてください。

**委員長** 今、念のために聞いたんですが、継続が4でございますので。

**丸山寿子委員** 3でしょ。

**永井泰仁委員** 委員長が自分で決めるだ、3、3だから。

**委員長** それでは、いろいろな意見もありますので、継続審議といたしたいと思います。この件については継続審議といたします。次に進みます。

### 議案12号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

**委員長** 議案12号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。説明を求めます。

**建設課長** それでは、議案説明資料の59ページをお開きください。議案12号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例ということで、提案理由ですけれど、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律ということで、平成26年1月3日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。

中身につきましては、概要につきましては、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者は、市営住宅に単身で入居をすることができることとするものでございまして、何を言いますかということ、事実婚、同棲している方が、DVを受けたら市営住宅に入れるということでございます。以上よろしく御審議のほどお願いします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

**金子勝寿委員** いわゆる暴力を受けたというふうに認定するのは、ちょっと説明を。要するに基準と誰がそれを判定するのか。

**住宅係長** 住宅係長の吉井と申します。認定についてはですね、社会保険事務所長もしくは、うちのほうの福祉の課長とか部長ですね。要は、市営住宅の係で認定をするのではなくて、第三者というかですね、事実を調べて、認定書ということで紙ベースで認定が出ますので、それに基づいてうちの市営住宅のほうは対応していくような形になっております。以上です。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**丸山寿子委員** ちょっとそのところもう1つお聞きしたいんですけど、概要のところの(2)には、交際相手という表記なんですけれど、60ページのほうでは、被害者又は配偶者暴力防止法等第28条とあるように、配偶者ということだと結婚している人も含まれるかなと思って、事実婚だけではないというふうにも思うんですが。それと、事実婚でなくても、交際しているという相手からそういうDVというかを受けている場合も含まれるのかなというふうに読み取ったんですけど、その辺どうでしょうか。

**住宅係長** 今、議員さんおっしゃるように、交際とかそういう方でも入るとは思います。それから、もともとDV法については配偶者についての規定がありまして、それに今回、プラス同棲というか事実婚の方がふえたと

というようなことになっております。以上です。

**丸山寿子委員** あとですね、本当に緊急な場合にシェルター的なもので、しっかりしたシェルターというのはこの近隣にはないんですが、シェルター的に確保しているところというのはあるわけなんですけれど、この場合、そういう緊急のシェルターという考えではなくて、もうちょっと緊急性のない場合なのかどうか、その辺をお聞かせください。

**住宅係長** 緊急のシェルター的なものではなくてですね、このDVで認定されてそれ以降にですね、社会復帰できるというか、そういう感じであって、あくまで緊急のものをという想定ではないです。

**丸山寿子委員** 本当に緊急性のあるシェルターだと、どこの場所というふうに特定されてしまうと本当に危険なわけなんですけど、シェルター的ではないということで、それにしましてもやはり危険性を伴う部分がありますので、管理する人ですとか、それから担当者は、DV等についてですね、よく理解をしていただいて対応していただくようにしていただきたいと思うんですけど、その辺についていかがでしょうか。

**住宅係長** おっしゃるとおりで、非常に漏れちゃうとまずいような案件でありますので、取り扱いには十分注意してやりたいと思います。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**中村努委員** 済みません、この改正する部分ではないんですが、保護が終了した日から5年とか、命令の効力が生じた日から5年とかありますけど、要はそうやって5年以上経過すると市営住宅を出ていかなきゃいけないという、そういう解釈ですか。

**住宅係長** 済みません。一応そのくくりの5年についてはですね、認定を受けてその5年間であればDV、今回上程するものに該当するので、市営住宅に入れますよということですので、5年が過ぎてからですね、いきなり出るということではなくて、基本DVで来た方についても普通の入居者と同じ入居要件というのは確認して入っていただくので、あくまでですね、このDV法で言われるものについては、その案件があったときに門戸を開くと。要は、通常であれば定時募集とか募集をしているとこでないと、そういうことが一般の方ではできないんですけども、DVのみに関してはですね、それが定時募集とかまで待つのではなくて、その案件があったときに入れるというようなことになっております。重複しますが、入るとき要件としてはほかの方と全く同じような案件を取りますので、それ以降について普通の入居者と同じような対応になるということです。

**委員長** よろしいですか。

**中村努委員** DVを受けてる方の秘密保持をしなきゃいけないのに、入居要件整えるっていったら、保証人もいれば、そういうことになるし、当然単身でっていう話になると、それも入居要件に当てはまらなくなりますよね。だけど、DVがあるからってということで特例でこういう措置ができますよと。その必要性がなくなったときにそのまま住み続けられるのか、住み続けたかったら、じゃあ新たに保証人を探してくださいとか、出てってくださいとか、そういうことになるかどうかということです。

**住宅係長** 済みません、ちょっとずれておりました。今、議員さんがおっしゃられるように、緊急で入りますので、後については、手続きとってもらえば5年以上というかね、そういうことではないですか。

**中村努委員** 聞き方が悪いですかね。特例で入った方が5年を、入ってその特例が解除になってから先、入居し続けられるのかどうかということで、その場合、じゃあ改めて入居要件を整えるようなことをしなきゃいけな

いのかどうかということです。

**住宅係長** 済みません。おっしゃるとおりです。5年たって出るということではなくて、継続でも住めると。

**中村努委員** 確認しますが、特例で入っても、普通の手続きじゃなくてもずっと住み続けられるということですね、じゃあ。

**住宅係長** 済みません。特例が切れた後については、先ほど議員がおっしゃられたように、手続きをとってもらって継続していくことはできます。

**中村努委員** そうするともう1回聞かなきゃいけないんですが、そうすると、要は若くて単身だと入れませんよね、今ね、保証人がつけなくてもね。5年たったときに該当する年齢に達していなければ、出ていかなきゃいけないということでもいいわけですね。

**住宅係長** 特例が外れた場合については、要件を満たしていなければ、出ていってもらう対象になると思います。

**委員長** よろしいですか。

**中村委員** はい、そうですね。

**委員長** ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第12号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案12号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

### 議案第13号 塩尻高等職業訓練校条例を廃止する条例

**委員長** 議案第13号塩尻高等職業訓練校条例を廃止する条例を議題とします。説明を求めます。

**商工課長** 議案関係資料の62ページをお願いいたします。議案第13号塩尻高等職業訓練校条例を廃止する条例でございます。

1番の提案理由でございますが、塩尻高等職業訓練校を閉校することに伴いまして、塩尻高等職業訓練校条例を廃止するものでございます。

2番の条例の施行等でございますが、平成26年4月1日から施行するものでございます。

これまでの経過について申し上げます。昭和27年塩尻建設労働組合でございますが、筑南技能者共同養成所ということで設立をいたしまして、昭和39年に現在の場所に訓練校を新築いたしました。現在49年が経過しております。それで、昭和62年に塩尻職業訓練協会が設立されております。こちらは塩尻建設労働組合、塩尻市水道事業協同組合、塩尻市建設事業協同組合の3者で組織されております。平成18年の4月に市の指定管理者の指定を受けまして、現在平成27年度までの5カ年の指定管理者の契約になっております。

昨年の6月でございますが、訓練校の運営につきまして意見を求めまして、昨年10月に訓練協会から、平成26年3月をもって終了したい旨の回答がございました。背景には生徒の確保というのが非常に難しいというような背景があったということ聞いております。

これまでの対応でございますが、昨年1月に議員全員協議会で御報告させていただきまして、ことしに入りまして1月で、庁議で訓練校の閉校及び普通課程の募集を停止いたしまして、その旨2月の議員全員協議会にもお諮りをいただきまして、本年度普通課程の募集を現在停止をしているというところでございます。

現在の状況でございますが、普通課程2つございまして、木造建築科、これは3年課程でございますが、今現在生徒はおりません。ゼロ人でございます。配管科の2年課程につきましては、現在3名おりまして、この3月で終了となっております。その他に一般課程が前期、後期それぞれございまして、日曜大工、中国語、簿記、パソコン、和裁等5講座ございまして現在124名の方が受講をされております。

今後につきまして、条例廃止をお認めいただきましたら、年明けましてですね、庁内の公共用地処分審査委員会を経まして、また議会のほうへもお諮りをいたしまして、3月に指定管理の基本協定を解除いたしまして、26年度から財産の処分につきまして行っていくというようなことでございますので、よろしくお祈いします。以上申し上げます、御審議のほどよろしくお祈いします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

**永井泰仁委員** 経過として、閉校、廃止はやむを得ないのかなというふうに思っておりますが、今後の技術者とかですね、技能者の養成をするような機会を設けていく必要が出てくると思うんですが、その辺について今後どんなふうな考えか、お伺いをいたします。

**商工課長** 現在ですね、先ほど申し上げましたように、なかなか木造、配管科につきましてですね、なかなか新しく採用というようなことが、なかなかないというような現状でございます。しかしながら、今後の技術者の養成につきまして、今、議員さんおっしゃいましたとおり、非常に今、資格認定等も含めまして重要なことだと思っております。今後、県また国ですね、そういった技術養成の施設がございますので、訓練校等ございますので、そういうところと連携を図りながら、資格取得に向けてですね、連携して取り組んでまいりたいと考えております。ポリテクセンターですとか、そういうところがあります。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**議長** この廃校後のですね、物については今ちょっと何かわからないこと言っとったんだけど、その見通しとしてはどういった。例えばちょっと今うわさになってるようなこともあるんだけど、見通しとしてはいかがですか。

**商工課長** 昨年ですね、議員全員協議会にも御報告と協議させていただきました。現在訓練校の隣接地でございます都市大塩尻高等学校さん、五島育英会でございますが、そちらのほうからですね、現在新しく校舎を改築しております。今後のですね、塩尻市の教育のために尽くしていきたいというようなことございまして、隣接地のですね、取得に対しましても御要望が出ております。ただ、この件につきましては、御要望はいただいているんですが、今後財産処分の関係になってまいりますので、都市大塩尻高等学校さんも含めましてですね、今後こういった形で財産を処分してくかということは、今後また議会のほうにお諮りをさせていただきたいと考えておりますけれども、教育の一環としまして、環境の整備という意味ではですね、都市大塩尻高等学校さんへの

譲渡と言いますか、ということもですね、考えてまいりたいと考えています。

**委員長** いいですか。ほかにありますか。

**丸山寿子委員** 永井議員が言うように、やむを得ない現状だと思います。先日えんぱーくへ行きましたら、松本のほうの施設の紹介のパンフレットが入っているのを見ました。そのような形ですね、関連の授業が受講できるような、やはり今後ともPRをしていっていただきたいというふうに思います。

あと、一般課程のほうは、オプション的にいろいろ後からできたものだと思いますけれども、パソコンなども長い歴史があって、市内ではもうそれについては十分取り組んでることなのでいいかと思うんですが、和裁とかそういったところをやってらっしゃる方、毎年文化祭では一部屋、発表の場になっていましたけれども、そういったほうの方の声というのは何かお聞きしているかどうかについてお聞かせください。

**商工課長** やはりですね、せっかく塩尻にごさいますして現在大勢の方が受講されておりますので、今後、パソコンは今えんぱーくですとか、情報プラザ等でやっておりますので、そういったPRもしてまいりたいと考えております。今、御質問のですね、現在受講されている方からの御要望というようなことをごさいますして、現在和裁とですね、パソコン教室、こちらのほうはですね、受講者の方また講師の先生のほうから継続してやりたいというような御要望がございます。現在、市といたしましては、市の公共施設を活用したそういった講座が継続できないかどうかというようなことで検討させていただいてごさいますして、できるだけそういった御希望がありますので、環境の整った公共施設をですね、紹介させていただく中で、できるだけ塩尻市内で講座が継続できるような形で現在取り組んでおります。以上です。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第13号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第13号塩尻高等職業訓練校条例を廃止する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

#### 議案第18号 市道路線の認定について

**委員長** 議案第18号市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

**建設課長** それでは、議案関係資料の71ページをお開きください。議案第18号市道路線の認定ということで、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。地区の要望ということで、今回、高出三区のほうから桔梗小の私道ですけど、1ページお開きください、72ページ、こちらに位置図がございます。昭和60年代に開発された道路でございまして、これが地権者からの寄附採納の要望が提出され、また区長からの要望もございまして、今回市道認定をするものでございます。通称高原通りから奥へ116メートル、またその脇から32メートル、その終点につきましては、中挟高出高校北線ということの市道に接続しているとこ

ろでございます、両側に側溝も入っております、ちなみに消火栓も2カ所、防火貯水槽も1カ所あるということで、住宅が9軒張り付いているところでございます。

その横の73ページでございますが、これは開発事業に伴うものでございます。桔梗ヶ原地区でございます。73ページをお開きください。53メートルということで、ここは6区画の開発でございます、現在もう1軒新築され、3軒が今建築中ということでございまして、これも市道の開発基準に伴うものでございまして、市道の規格に合うということで今回市道認定をするものでございます。以上、よろしく御審議のほどをお願いします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より質問、御意見ありますか。

**中村努委員** 73ページの3532ですが、これ図面上だと袋小路のようですが、これは、何と言うんですか、戻って来れるような構造になっていますか。

**総務管理係長** 開発道路の基準に沿いまして、奥に展開広場を設けましてもとに戻って来れるような構造となっております。以上です。

**中村努委員** この道路に側溝は整備されているのかということと、この側溝の勾配が、本管にしっかり接続できるような勾配になっているかどうか。

**建設係長** 両側側溝を設け、自由勾配側溝を入れまして、敷地内での地下浸透という形をとっております。以上です。

**中村努委員** これ、ほかの民間開発したところの道路でもよく見られるんですけども、地下浸透は本当に寿命短いですし、これ、事前に開発のときに市のほうへ道路の設計等について相談を受けていかないと、また水があふれるというようなことが十分想定されるんですが、こういう新しい開発のときの道路の設計について何か業者に指導とかはされてるんでしょうか。

**総務管理係長** 一応開発行為があった際につきましては、建築のほうに開発行為の事前の調整がありますので、その際に市道の認定基準、幅員6メートルあるいは自由勾配側溝を入れますとか、あるいは展開広場含めまして、基本的には排水につきましては、現在基準の中で地下浸透という形をとっております。そういった基準で業者のほうへ指導をして開発エリアにおける排水に耐えられるようなものを一応入れていただくということで、開発業者のほうと一応指導のほうををしている状況でございます。

**中村努委員** こども、もうできちゃったのじゃないのかもしれませんが、最近の集中豪雨なんかでそういう箇所が水浸しになって、後からじゃ手をつけられないっていう状況がもうわかってるわけですから、これは指導上ですね、最初から本管のほうにつながるような道路の勾配をつけるように最初からやっておかないと、また同じことを繰り返すような気がしますので、まあこれはもうできちゃったのじゃないので、今後相談等あったときにはですね、そこまで含めてきっちりやっていただくように要望としておきますが、何かあればお願いします。

**建設事業部長** 市内にはですね、公共下水道と言いますか、雨水の幹線が田川の左岸と奈良井川の右岸ということで、幹線が入っているところがございます。それが、一番上のほうまで来てですね、整備が済んでいて、さらにそれにあわせて道路の側溝を大きくしてやっているというところは、地下浸透ではなくて側溝なり排水管に接続すれば、地下浸透じゃなくて田川なり奈良井川までと、そういうことが確保はされておりますが、今回の例のような場合は、ここは駅西地区でございますけども、ここまでまだ雨水管の本管の枝管と言いますけども、そ

れがまだ来ておりません。したがって、その場合は地下浸透しかないということになってしまいます。もし浸透ますをつくらないとさらに大変なことになってしまうわけですから、それは浸透ますはつくりなさいと。それも基準がありまして、深さがどのくらいでその流域がどのくらいだからこのくらいの雨水が降って、どのくらいの大きさの浸透ますをつくりなさい。そういう指導をしておりますので、それは市の都市計画建築係のほうに開発行為の審査が回ってきたときに建設課のほうで審査をして、規定のものをつくらせているということでございます。そんなことですので指導はしておりますが、現実の雨水管のいわゆる枝管の最後上流まで来るというのがなかなか間に合わない。あるいはこういうところは面的にですね、整備をしないと、多分これ、どっち側に行ってるかわからないですが、例えば西側に下らして側溝をやってもですね、その進む理由がつかないとまた行くところがないわけでありますから、やむなく地下浸透にしていると、そういう実態でございます。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第18号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第18号市道路線の認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

**議案第19号 平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費**

**委員長** 議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費を一括議題といたします。順次説明を求めます。

**下水道課長** それでは、議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算(第4号) ページは29、30ページをお願いいたします。2項の清掃費1目し尿処理費でございます。これにつきましては、職員給与費の11万6,000円の増であります。まず、一般職員給料11万1,000円の増につきましては、人事異動に伴うものです。一般職員手当11万8,000円の増につきましては、人事異動によるもの及び10月からの管理職手当を10%減額していること等によるものであります。市町村職員共済組合負担金1万3,000円の減につきましては、負担金率の変更によるものであります。以降、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、水道事業会計、下水道事業会計も同様でありますので、以降、各課からの人件費関係の説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので御了承をお願いしたいと思います。私からは以上です。

**農林課長** それでは、資料を飛んでいただいて33、34ページをお願いしたいと思います。6款農林水産業費から2項林業費、2段目になりますが、2目の治山林道費の治山林道事業の中でございますが、治山林道協会

への負担金57万1,000円をお願いするものでございますが、これにつきましては、台風18号によりまして災害等発生した工事箇所を改修するに当たりまして、それに対する治山林道協会、それから松本地域森林林業振興会への賦課金の追加分を補正をお願いしたいものでございます。以上でございます。

**都市計画課長** 続きまして、35、36ページをお願いいたします。8款土木費1項土木管理費3目輸送対策費でございます。右のページの36ページをお願いしたいと思います。工事請負費でございます。駅前駐輪場等管理事業の中の駐輪場の防犯カメラの設置工事として134万2,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、広丘駅の東西の駐輪場があるわけでございますけれども、そちらのところに防犯カメラを設置していきたいというものでございまして、東口に3台、西口に2台を設置をさせていただきます。これにつきましては、去る11月の8日にですね、塩尻警察署協議会長及び塩尻警察署長連名の防犯カメラ設置に関する要望がございまして、昨今、自転車の盗難が大変増加しているということで広丘駅に設置をしていきたいというものでございます。よろしく申し上げます。

**建設課長** その下の2目道路維持費をお願いします。白丸の道路維持補修事業ということで、維持応急工事150万円でございますが、これにつきましては、奈良井地区の木曾の大橋の欄干が老朽化のためその補修工事で補正をさせていただくものでございます。

その下、3目道路新設改良費ということで、白丸の生活道路整備事業ということで、1,061万3,000円の補正でございます。堰西中央線ほか3路線の事業費の確定及び生活道路の今回箇所づけしてあるところの工事の人件費が高騰のため、それに伴いましての工事費の増額補正でございます。

その下の白丸、幹線道路整備事業。これにつきましては、大沢第2橋ほか3路線の事業費の額の確定によるものでございます。

その下白丸、歩道整備事業。これにつきましても、堰西えびの子線ほか2路線の事業費の額の確定によるものでございます。

恐れ入ります、次のページ37、38ページをお開きください。8款土木費5項住宅費3目市営住宅跡地整備事業ということで、白丸の市営住宅跡地整備事業でございます。旧渋沢団地跡地の解体工事を長野県住宅供給公社へ委託せず、市の発注工事ということで今回補正をするものでございます。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**委員長** 以上でよろしいですね。

それでは、4款、5款、6款、7款、8款含めまして質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

**永井泰仁委員** 今の38ページの旧渋沢団地ですが、住宅供給公社でなくて市が発注ということになった、その理由をお伺いをいたします。

**建設課長** 今回、資材の高騰また人件費の高騰等ございまして、今回工事委託料につきまして、この工事ではちょっと厳しいという話がございました、長野県住宅供給公社のほうから。それに伴いまして、私ども自前で行いまして、その余った分はまた市の要望事業等へ回したいために、今回うちのほうで発注するようになりました。以上でございます。

**委員長** よろしいですか。

**永井泰仁委員** そうすると、最終的に市がここの造成の部分をやるということになると、分譲したときの

価格は、言い方変えると、全部住宅供給公社より市がやる分だけ高くならなんで分譲できるということになるということですか、結果論として。

**建設課長** 今回は解体工事だけございまして、造成工事につきましてはまだ県住公へやるとか、市でやるとか、民間でやるとかということはまだ、今研究中でございます。

**委員長** よろしいですか。

**永井泰仁委員** そうすると、解体工事はですね、工事の見積額が供給公社でとると市が別発注とするのとかの開きが出てるので、安くやるために市がこの部分だけ解体をやる、ということですか、本当の理由は、

**建設課長** いろいろと過去の事例じゃないですけど、うちのほうも解体工事等をやっている箇所がありまして、その辺との数字を精査する中で、このくらいならできるということございまして、今回このように判断させていただきました。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

**中村努委員** 36ページの歩道整備事業で、堰西えびの子通線の歩道設置というような説明だったと思いますが、これ、図面が何かは出せますでしょうか。

**建設課長** 用意します。

**委員長** すぐ出ますか。

**建設事業部長** 図面というのはですね、場所がわかるような図面でよろしいのか、それとも今回の増減についてわかるような図面ということでしょうか。それだけちょっと確認したいと思います。

**中村努委員** 後のほう。

**委員長** それじゃあ、後で出してください。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第19号歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費及び8款土木費を、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 御異議なしと認め、議案第19号平成25年度塩尻市一般会計補正予算第（4号中）歳出4款衛生費中2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際、10分の休憩をいたしたいと思えます。11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時10分再開

**委員長** それでは、休憩を解いて再開いたします。休憩前に引き続き議案審査を行います。

## 議案第21号 平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)

**委員長** 議案第21号平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。説明を求めます。

**上水道課長** それでは、議案第21号平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。別冊の1ページをお願いいたします。

3条の収益的収入及び支出につきましては、8月に発生しました落雷に伴います水道施設の電気計装機器の修繕に伴う修繕費の増額による修繕引当金の戻入益が主なものです。収入になりますが、第1款水道事業収入ですが、1,004万円を増額補正し、14億7,215万8,000円とするものです。

次に支出になりますが、第1款水道事業費用ですが、1,201万1,000円を増額し、14億3,143万6,000円とするものです。

次に、資本的収入及び支出につきましては、道路事業関連、Fパワープロジェクトに関連します配水管布設改良工事の施工箇所が増及び人事異動に伴う人件費の増額が主なものです。第1条の関係ですけれども、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9億1,386万5,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9億4,459万2,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,005万7,000円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,110万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金7億8,239万5,000円を、過年度分損益勘定留保資金8億1,207万7,000円とし、次のとおり補正するものです。

2ページをお願いいたします。収入になりますが、第1款資本的収入ですが、450万円を増額し2億2,944万5,000円とするものです。

次に支出になりますが、第1款資本的支出ですが、3,522万7,000円を増額し11億7,403万7,000円とするものです。

次に11ページをお願いいたします。3条予算の収益的収入及び支出のうち収入でございます。11款水道事業収益2項営業外収益5目引当金戻入益2節修繕引当金戻入益につきましては、8月に発生しました落雷による修繕工事に必要な費用を戻し入れするもので、1,004万円を増額するものです。

12ページをお願いいたします。3条支出になります。21款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費、1,142万2,000円を増額し4億3,054万6,000円とするものです。その主なものにつきましては、21節の修繕費でございますが、落雷に伴います塩嶺地区4つの水道施設のうち、計装機器の修繕費として1,054万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。4条予算の資本的収入及び支出のうち収入ですが、31款資本的収入3項負担金2目建設工事負担金、450万円を増額し675万円とするものです。下水道污水管布設替工事に伴います配水管の布設替工事負担金の収入でございます。

次、15ページをお願いいたします。4条予算の支出でございますが、41款資本的支出1項建設改良費2目配水施設費につきまして、3,546万8,000円を増額し3億1,298万5,000円とするものです。その主な内容につきましては、道路事業関連、Fパワープロジェクト関連で配水管布設改良の施工箇所がふえたことに伴いまして、委託料のうちの東山配水池の基本計画の委託内容を精査し減額しまして、また長者原踏切

のJR推進工の施工委託につきましては、JRとの協議により自営工事として工事請負費へ組み替えを行いました。また道路事業関連で布設箇所がふえたことに伴いますものと、Fパワープロジェクト関連で管路網整備として口径を75から100に増をいたしまして、また延長がふえたことに対しまして、工事費を増額し、配水布設費を3,546万8,000円増額し3億1,298万5,000円とするものです。

次の3目浄水施設費18節委託料につきましては、実績見込みに伴う補正減でございます。

4目の受託建設費は、450万円を増額し1,497万9,000円とするものでございます。収入でも御説明いたしましたように、下水道污水管の布設替工事に伴います増額でございます。以上で水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

**中村努委員** 今説明のあったFパワー関連の工事ですけど、それに限って言うと、既決予算と補正予算合わせて幾らになるでしょうか。

**上水道課長** Fパワー関連ですけども、前回お願いしました補正に対しまして既決予算が940万円でございます。それが1,754万6,000円となりまして、854万6,000円の増となります。増につきましては、以上でございます。

**委員長** よろしいですか。

**中村努委員** これ、補正で出てくるということは、途中で何か事情が変わったということですか。

**上水道課長** 当初ですけども、Fパワー関連の上の段と下の段の造成になってございますけども、最初は下の段の造成に対しましての配水管の布設を考えておりました。それで打ち合わせの中で、造成は一気に上までやってしまうということだもんですから、上の段の道路造成にあわせてやはり配水管を布設しないと、後では布設ができないということがわかりまして、そちらのほうの上の段までの改修に伴います道路に布設する配水管の布設でございます。

**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第21号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第21号平成25年度塩尻市水道事業会計補正予算(第2号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

#### 議案第22号 平成25年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

**委員長** 議案第22号平成25年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。説明を求めます。

**下水道課長** それでは、別冊議案第22号平成25年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)をお願いい

たします。まず1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、これにつきましては、人事異動に伴う人件費の増額が主なものとなります。3条の支出になりますけれども、第1款下水道事業費用であります。806万2,000円を増額いたしまして、20億3,969万6,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出でございます。これにつきましては、汚水支線及び汚水ます設置件数の増加に伴う工事請負費の増額と、これに伴う受益者負担金収入の増額が主なものであります。

めくっていただきまして2ページをお願いいたします。収入になりますけれども、第1款資本的収入でありますけれども、557万5,000円を増額いたしまして、7億854万5,000円とするものであります。

次に、支出になりますが、第1款の資本的支出です。2,459万3,000円を増額いたしまして、16億9,755万4,000円とするものであります。明細書により説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

12ページ、資本的収入及び支出のうちの収入でございます。3項の負担金ですけれども、3目受益者負担金787万5,000円の増額でございます。これにつきましては、本年度、物件設置で申請になります汚水ますの設置がふえていることによりまして、受益者負担金787万5,000円の増額を見込むものであります。

それから、4項補助金2目の国庫補助金でありますけれども、これは社会資本総合整備交付金の額の確定によりまして、230万円を減額にするものであります。

続きまして13ページをお願いいたします。支出の部になります。1項の建設改良費のうち、1目公共下水道事業管渠施設費であります。これは、2,552万円を増額いたしまして1億9,487万円とするものでございます。まず、工事請負費ですけれども、下水道長寿命化事業で2万円、それから公共下水道汚水管路整備事業で2,000万円を増額するものであります。この内容につきましては、汚水ますの設置件数の申請がことしはふえておりますことによりまして500万円、それから汚水支線といたしまして高出地区の、場所としてはカインズの東側になりますけれども、管の周りの砂基礎が流れることによりまして、管がたるみが出ておりますので、その補修といたしまして1,500万円、190メートル分を予定しております。

それから補償費でございますが、上水道移設補償費として450万円。これは高出の今の汚水支線190メートルの施工に伴います上水道の移設補償になります。

それから、3目の処理場建設費でございます。これにつきましては、462万円の減額でございます。内容につきましては、現在、日本下水道事業団へ委託しております塩尻市浄化センター第1期長寿命化事業の委託費の確定によりまして、減額をお願いするものであります。

6目の特定環境保全公共下水道事業の管渠費でございますけれども、これにつきましても、汚水ますの設置申請がふえたことによりまして125万円の増額をお願いするものです。私からは以上です。

**経営管理課長** 続きまして、8ページへお戻りください。下水道事業予定損益計算書になります。こちらにつきましては、1の営業収益から2の営業費用を控除いたしました営業利益は、5億73万2,000円となっております。次に、ただいまの営業利益に3の営業外収益を加え、4の営業外費用を控除した経常収益につきましては、261万7,000円でございます。

次に、経常利益から5の特別利益と6の特別損失を控除した、下から3行目の当年度純損失につきましては、877万5,000円となっております。また前年度繰越利益剰余金はゼロでございまして、当年度未処理欠損

金は877万5,000円となっております。

次に9、10ページをお願いいたします。下水道事業予定貸借対照表でございますが、最下段になります。資産合計は475億3,618万6,000円となります。

次に、最下段の負債資本合計でございますが、資産合計と同額の475億3,618万6,000円で、バランスがとれているものでございます。以上で下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議願います。

**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないので、採決を行います。議案第22号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第22号平成25年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、中村議員の資料が来たようでございますので、配付してください。

**建設課長** 先ほど中村議員からいただいた資料を配付させてもよろしいでしょうか。

**委員長** はい、配付してください。

それでは、説明をお願いします。

**建設課長** 図面の一番下に事業費が6,070万円ということでありまして。上の段が当初予算、下段が補正後の予算で、その下が増減額になっております。今回の補正の関係ですが、用地費につきましては560万円の減ということ、ここにつきましては平成25年度用地買収ということ、上田川から東側のほうですけど、赤いところの方ですが、用地の境界がまだしっかり確定されておらず、ここで用地交渉が済んだところで確定され買収面積が確定したということ、560万円の減額ということをさせていただきました。それに伴いまして、補償費を60万円の増額ということでございます。6,070万円を使い切るということで、工事費のほうで3,500万円に増額ということでございます。当初は買収したところの水田側に擁壁だけをつくる予定でございましたが、その500万円を使わせていただきまして、歩車道境界ブロックを増工でさせていただく予定でございます。以上、よろしくをお願いいたします。

**委員長** 何か質問ありますか。

**中村努委員** エプソン清和寮から上田川橋まで25年施工になってますけど、これ、工事完了はいつになりますか。

**建設課長** 3月31日を目標としてやっております。

**委員長** よろしいですか。

**金子勝寿委員** これ、要はエプソンさんの朝のラッシュがですね、大変だということで確保してきた部分もあると思うんですが、この県道新茶屋塩尻線で松本方面から右折、朝は大変並ぶと、ここは田川高校の高校生がみ

んな自転車で行くと、いわゆる右折レーン等を設ける考え方、もしくは県に対して要望等はないのか。ちなみにたしか2,000台ぐらいですよ、エプソンさんの社員の駐車場は、そのうち3分の1くらいここから入ってくるわけですから、少しその辺、御検討というか、考え方は県に対してありますか。

**建設課長** 委員御指摘の箇所につきましては、私どもも重々指摘等受けております。県事業につきましては、市内各所で今進めてるところでございます、どうしても1つが済まない次の箇所へ行かないというような現状でございます。またその辺、地元県会議員とも連携をとりながら積極的にやっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

**委員長** よろしいですか。

#### 陳情12月第2号 耐震診断・耐震改修に関する陳情

**委員長** それでは、これより陳情の審査を行います。当委員会へ付託されました陳情は1件であります。陳情平成25年12月第2号耐震診断・耐震改修に関する陳情について審査をいたします。事前に文書が配付されておりますので朗読を省きたいが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** ありがとうございます。それでは、委員より御質問、御意見がありますか。ありませんか。

**丸山寿子委員** 済みません。陳情ですが、これは当委員会としてどのようにすればいいことを、求めているわけですか。書類の提出、行政側に何か意見を言うとか提出するとかそういった。

**委員長** そういうことはありません。去年も出まして。

**丸山寿子委員** 聞いておけばいいということですか。

**委員長** ええ。単なる陳情ということです。単なるというのは、陳情ということです。

**金子勝寿委員** 特に、採択でいいんじゃないですか、これは。それで処理すれば。

**委員長** よろしいですか。特に意見がないようでございますので、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、ありがとうございます、本陳情については、採択ということに決定いたしました。なお、これについては特に文書を出すとかですね、本会議での報告はございませんが、そういうことで御了承をいただきたいと思ひます。

それでは、予定された案件が終わりましたので、この後、継続審査の申し出。

#### 閉会中の継続審査の申し出

**経済事業部長** 経済事業部、建設事業部及び水道事業部、課題等が山積しております。閉会中の議会の継続審査をお願いするものであります。なおこの後、早速であります、協議会のほう要請しておりますので、よろしくお願ひいたします。

**委員長** ただいま、閉会中の継続審査の申し出がございました。これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文については、委員長に御一任を願いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、理事者のほうから挨拶があればお願いします。

#### 理事者挨拶

**副市長** 大変ありがとうございました。

**委員長** 事務局で何かありますか。

以上で12月定例会経済建設委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。なお1時より、この場所で経済建設委員会協議会を開催いたしますので、関係者の皆さんはお集まりいただきたいと思います。

午前11時35分 閉会

平成25年12月16日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 青木 博文 印